

## 調査概要

### 1 調査名

NPO 法人等の活動内容に関するアンケート調査

### 2 調査目的

第6期介護保険事業計画の策定にあたり、板橋区内を拠点として活動している NPO 法人等に関する現状を把握し、当該計画の策定に資する基礎資料とする。

### 3 調査対象者

- (1) 板橋区内に主たる事務所を置く東京都認証の NPO 法人 (178 法人)  
※東京都 NPO 法人ポータルサイト (URL : <http://www.npo.metro.tokyo.jp/>)  
で、平成 26 年 6 月 18 日付当該条件で検索をかけヒットした法人。
- (2) 区内地域包括支援センターと連携して活動を行った実績のある NPO 法人  
及びボランティア団体 (5 法人)
- (3) 上記 (1) (2) の他、板橋区内で活動している NPO 法人及びボランティア団体

### 4 調査方法

調査対象者 (1) (2) については、郵送にてアンケート用紙を送付し、FAX での回答を依頼する。

調査対象者 (3) については、平成 26 年 7 月 5 日 (土) に開催されるいたばし総合ボランティアセンター主催の集会イベントにて、アンケート用紙を配布し、FAX での回答を依頼する。

### 5 調査期間

調査対象者 (1) (2)・・・平成 26 年 6 月 25 日 (水) から 7 月 17 日 (木)

調査対象者 (3)・・・平成 26 年 7 月 5 日 (土) から 7 月 17 日 (木)

### 6 調査票

サイズ	A4 縦
ページ数	全 1 ページ (片面刷り 1 枚)
設問数	6 問
設問内容	NPO 法人及びボランティア団体の規模、活動内容など。

板橋区内  
NPO法人、ボランティア団体 各位

板橋区健康生きがい部介護保険課長

丸山 弘  
(公印省略)

NPO法人等の活動内容に関するアンケート調査について（依頼）

日頃から、板橋区の高齢福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成27年4月には介護保険法の改正（別添資料参照）が予定されています。現在、本区では、第6期（平成27年度から29年度）介護保険事業計画の策定に向け、高齢者のニーズや介護保険サービス利用者の現状把握に努めているところです。第6期事業計画の策定にあたっては、この改正内容を踏まえ、介護支援等の担い手として現在活動を行っているNPO法人等に関する現状を把握する必要があると考えています。

つきましては、貴法人・貴団体における現在の活動内容の他、将来的な行政との協働による介護支援活動に関するご意向をお伺いし、アンケート調査を実施させていただきたく存じます。アンケート結果は、第6期事業計画策定の参考にさせていただくとともに、今後の介護保険事業の施策に役立てていく所存です。

何かとご多用中のところ恐縮ですが、回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 調査対象法人

- (1) 板橋区内に主たる事務所を置く東京都認証のNPO法人
- (2) 上記他、板橋区内で活動しているNPO法人及びボランティア団体

2 回答方法

同封のアンケート用紙に、黒鉛筆、黒若しくは青のボールペンで直接回答をご記入いただき、FAXにてご返送ください。

返送先のFAX番号

板橋区役所 介護保険課管理計画係 **03-3579-3402**

3 アンケート用紙の返送期限

平成26年7月17日（木）

4 留意事項

- (1) 郵送及び電子メールでの返送をご希望される場合は、担当までご連絡ください。
- (2) その他、不明な点等ございましたら担当までお問合せください。

担当・問合せ先

板橋区健康生きがい部介護保険課管理計画係  
安部 荻野 長山

(電話) 03-3579-2357

(FAX) 03-3579-3402

(メール) [ki-kaikan@city.itabashi.tokyo.jp](mailto:ki-kaikan@city.itabashi.tokyo.jp)

# 予防給付の見直しと生活支援事業の充実

平成26年2月25日実施  
全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会資料

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の实情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援(高齢者の状態等に応じたケアマネジメント)。高齢者は支え手側に回ることも。
- 総合事業の事業費の上限は、事業への移行分を賄えるように見直し。
- 国は、指針(ガイドライン)を策定し、市町村による事業の円滑な実施を支援。



